

法人会の公益・共益事業には一般の方でもご参加できます。

(詳しくは行事予定をご覧ください)

10,11,12月は 会員増強月間

ぜひお知り合いの方に、お声掛けいただき「あなたが言うなら検討してもいいよ」という方がいらっしゃる場合は、お手数ですが地域の支部長もしくは事務局（☎3707-8668）までご連絡いただければ、会活動等の説明や入会手続の事務処理等をいたします。



献血活動

玉川法人会未来シンポジウム



確定申告は便利な e-Tax で

確定申告

申告書にはマイナンバーの記載が必要です。

2017年12月1日発行

Contents

12月・1月・2月の行事予定	2
平成29年度 税を考える週間 報告	3
理事会・委員会・支部・同好会活動報告	4
新入会員ご紹介	17

<お問い合わせ>

発行人 / 公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎
編集 / 公益社団法人玉川法人会 広報委員会
事務局 / 東京都世田谷区玉川2丁目1番15号
TEL 03-3707-8668 FAX03-3707-4992
<http://www.tamagawa.or.jp/>

12月の行事予定

1(金)	第5支部女性部会忘年会	18:30	用賀倶楽部
	第9・11支部合同交流会	18:30	神田屋
3(日)	★第10支部ファミリー児童館まつり	10:15	玉川台区民センター
4(月)	第5支部役員会	12:00	清水呉服店
	青年部会全体会議	19:00	未定
6(火)	第6支部役員会	12:00	ASO
	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
	女性部会班長会	14:00	ブラザリア・シ・ヌー
7(木)	ICT利用推進協議会	11:00	玉川税務署
	第7支部忘年会	18:00	Grill C
	第10支部忘年会	18:00	百楽門飯店
8(金)	税制委員会	18:30	華山
	第8支部忘年懇談会	19:00	玉の蔵
11(月)	支部長会	18:00	法人会事務局
14(木)	★新設法人説明会	13:30	玉川税務署
15(金)	〔tamagawa公論 12月分原稿締切〕		
20(火)	広報委員会	18:00	法人会事務局
	第1支部忘年会	18:30	ルパル・ノ

平成30年1月の行事予定

15(月)	〔tamagawa公論 原稿締切〕		
17(火)	★新春記念講演会	17:30	ヒルソノクワ-東急ビル
	新年賀詞交歓会	19:00	同所
18(木)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
19(金)	広報委員会	17:00	法人会事務局
25(木)	正副会長会議	14:00	法人会事務局
	第5回理事会	15:00	玉川税務署
26(金)	源泉部会役員会	14:30	玉川税務署
	★源泉部会研修会	15:00	玉川税務署
	公益事業推進委員会	15:00	法人会事務局

2月の行事予定

7(火)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
22(木)	★新設法人説明会	13:30	玉川税務署

12月・1月・2月の行事予定は11月20日現在のものです
★印は一般の方も参加できる行事です
お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

29年12月分の源泉所得税の納付期限	30年 1月 10日 (水)
29年10月決算法人の確定申告期限・納付期限	30年 1月 4日 (木)
30年 4月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	30年 1月 4日 (木)
消費税の中間申告期限・納付期限	30年 1月 4日 (木)
30年1月決算法人の第3四半期分、30年4月決算法人の半期分・第2四半期分、30年7月決算法人の第1四半期分	
30年 1月分の源泉所得税の納付期限	30年 2月 13日 (火)
29年11月決算法人の確定申告期限・納付期限	30年 1月 31日 (水)
30年 5月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	30年 1月 31日 (水)
消費税の中間申告期限・納付期限	30年 1月 31日 (水)
30年2月決算法人の第3四半期分、30年5月決算法人の半期分・第2四半期分、30年8月決算法人の第1四半期分	

消費税の
期限内納付を
お願いいたします。

平成29年度 税を考える週間

納税表彰式

日時 11月16日(木) 15:45～
場所 原宿東郷記念館 3階 オランジェール

11月16日(木)東郷記念館において、玉川税務署主催の平成29年度納税表彰式が挙行されました。玉川法人会では、署長表彰状が佐藤壽夫常任理事に、署長感謝状が平山武司副会長・石井伸二常任理事に小原税務署長より授与されました。

受彰されました平山副会長・佐藤常任理事・石井常任理事には心よりお祝い申し上げます。

式次第

- ・開式のことば
- ・国歌斉唱
- ・玉川税務署長表彰状贈呈
- ・玉川税務署長感謝状贈呈
- ・東京国税局長表彰受彰者披露
- ・式辞
- ・来賓祝辞
東京都世田谷都税事務所長
世田谷区長
玉川税務懇話会会長
- ・受彰者代表挨拶
- ・閉式のことば
- ・中学生の「税についての作文」表彰
及び作文朗読
- ・税に関する絵はがきコンクール表彰



署長表彰状を授与される佐藤さん



署長感謝状を授与される平山さん



署長感謝状を授与される石井さん



受彰者のみなさん おめでとうございます

税に関する絵はがきコンクール

税を考える週間の記念行事である「税に関する絵はがきコンクール」(玉川法人会主催)は今年で6回目となり、本年も415点の多くの応募作品が寄せられました。厳正に審査し選出された作品から、4名の生徒さんが金賞を受賞されることとなり、納税表彰式に続いて表彰状の授与が行われました。

- 【金賞】公益社団法人玉川法人会 会長賞
八幡小学校 5年 青木 美乃さん
- 【金賞】公益社団法人玉川法人会 女性部会長賞
九品仏小学校 4年 数枝木梨央さん
- 【金賞】玉川税務署 署長賞
中町小学校 5年 川崎 里菜さん
- 【金賞】世田谷都税事務所長賞
桜町小学校 6年 高原 朋希さん



金賞受賞の川崎里菜さん、数枝木梨央さん、青木美乃さん

また、金賞の他に銀賞4名、銅賞4名、優秀賞10名、入選20名の皆さんが受賞されることとなり、11月29日玉川税務署において授賞式を盛大に行いました。

受賞の模様や作品の紹介等の詳細はtamagawa公論50号でご紹介いたします。

理事会・委員会・支部 活動報告

平成29年度 第4回 理事会

日時 11月21日(火) 15:00～17:00
 場所 玉川区民会館 (二子玉川仮設庁舎内)
 参加者 49名

次第

1. 会長より業務遂行状況の報告
2. 税務署長挨拶
3. 審議事項
 - (1) 平成30年度公益事業計画と、公益予算について
 - (2) 絵はがきコンクールカレンダー作成につ

いて

- (3) 新年賀詞交歓会について
- (4) 規程改定について
- (5) 事業変更届け

4. 報告事項

- (1) 東京都立入検査結果報告
- (2) 監事による上期監査の報告
- (3) 法人会事業報告
- (4) 常設委員会、支部・部会報告
- (5) その他



挨拶する木村副署長



玉川区民会館 (二子玉川仮設庁舎内) で行われた第4回理事会の様子

研修委員会

税を考える週間「未来シンポジウム」 ～玉川地域経済展望～

日時 11月13日(月) 18:00～20:00
場所 玉川高島屋S・C西館1F アレーナホール
参加者 170名

毎年この時期の「税を考える週間」には、講演会等の事業を行なってきましたが、今年是有名ジャーナリスト等と呼んでの講演会企画ではなく、新たな試みとして「未来シンポジウム」～玉川地域経済展望～と題してパネルディスカッション形式で行われました。テーマは二子玉川地区の過去、現在、未来を俯瞰しながら、中小企業、消費生活など多岐に渡ってとりあげました。あいにくの雨の中でしたが、会場となった玉川高島屋アレーナホールには、ほぼ用意した席がうまる満員状態でした。

開会の挨拶は玉川法人会の坂東副会長、来賓挨拶として玉川税務署の小原署長がそれぞれ挨拶をされました。ディスカッションは司会である玉川法人会阿部会長の基調トークで始まり、玉川高島屋の運営会社東神開発株式会社の中坪取締役、二子玉川エクセル東急ホテルの橋本総支配人より、それぞれ玉川地域での生い立ちや変遷そして今後の取り組み等について話していただき、さらにモデルの堂珍敦子さんも加わり、法人会の役員で商店街事情にも詳しい兼益青年部会長そして今回の企画からコーディネートを行った法人会江口研修委員長等の皆様により、軽減税率導入への対応の仕方や玉川地域での大型店舗と地域商店街との共存方法等のディスカッションを行っていただきました。この様子は2月発行のtamagawa公論に掲載します。お楽しみに。

(広報委員会 副委員長 松山 ひとし)



江口研修委員長 モデルの堂珍さん 阿部会長



中坪取締役 橋本総支配人 兼益青年部会長

税制委員会

第34回法人会税制改正要望全国大会(福井大会)

日時 10月5日(木) 14:00～
場所 福井県福井市(福井県産業会館)
参加者 5名

本年の大会は東尋坊や永平寺で有名な福井県で、新幹線・特急を乗り継いでJR福井駅を降りたら「恐竜王国へようこそ」と大きな口を開けた恐竜がお出迎えしてくれました。恐竜の化石もたくさん発掘されているそうです。法人会が用意したシャトルバス15分ほどで会場に着きました。全国から約1800人が参加したとのこと

でした。

第1部は記念講演

「今後の政治と経済の行方」と題し、講師は毎日新聞専門編集委員で早稲田大学大学院客員教授や今選挙に対して18歳投票と主権者教育を提唱した総務省の委員などを歴任され、テレビ・ラジオの報道番組でコメンテーターも務めている与良正男氏でした。

講演の内容は、衆議院解散・総選挙に関する状況分析など新聞・テレビで取り沙汰されているものですが、お話が上手で何時の間にか引

き込まれていました。

会場が体育館のような広いところで東京会は後ろに席があったので、モニター画面でしかお顔が拝見できず残念でした。

第2部は税制改正提言の報告と大会宣言採択

佐川宣寿国税庁長官ほか大勢の来賓を迎え、全国法人会総連合の柳田税制委員長から平成30年度の税制改正提言の概要説明があり、その後大会宣言が行われました。

その後、別棟に場所を変え懇親会となりました。福井名物のおろしそばやソースカツ丼などの郷土料理や米どころならではの美味しい地酒が振舞われ、大いに舌鼓を打ちました。和やかな雰囲気の中で、会員交流、情報交換が盛んに行われ、来年の鳥取大会での再会を約して大



会の幕を閉じました。

来年は10月11日(木)に鳥取砂丘で有名な鳥取県鳥取市で開催が決定しています。

※平成30年度税制改正提言を18・19頁に掲載しています。

(第8支部 税制委員 樋口 芳子)

「平成30年度 税制改正の提言」を行う

「平成30年度 税制改正の提言」を、大島委員長に事務局長が同行し、11月14日(火)10:45に世田谷区長保坂展人氏、同日11月14日(火)13:00に衆議院議員若宮健嗣氏、を訪問し手渡ししてきました。

(I) 保坂世田谷区長へは、昨年同様北沢法人会さんと一緒に訪問しました。

保坂区長には①地方のあり方②行政改革の徹底③地方税関係についての提言書をお渡ししました。区長から「提言は理解した」とのご発言がありました。

またその後の懇談では、区長から「ふるさと納税」「待機児童問題」「空き家問題」等、世田谷区が前向きに取り組む成果をあげている、との発言がありました。

終始和気藹々とした雰囲気の中で面談が行われました。



保坂区長に税制要望を提出しました

(II) 若宮議員へは、永田町の衆議院議員会館に玉川法人会単独で訪問しました。

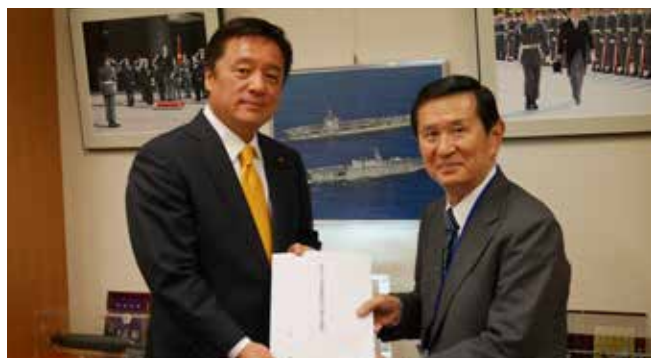
若宮議員には、①税・財政改革のあり方②経済活性化と中小企業対策③事業承継税制の拡充、を要望しました。また、提言にはありませんが、政府の金融政策にも言及し信用保証制度等の見直しや、金融機関への指導強化もお願いいたしました。

若宮議員は、今般の総選挙を経て自由民主党政務調査会の国防部長に就任され、ご多忙にも拘らず面談いただきました。地元選出衆議院議員として、「中小企業の保護育成に力を尽くす」との、力強いメッセージをいただきました。

また、昨今の安全保障及び外交問題や、消費税の軽減税率・所得税の基礎控除問題等、興味深い話も伺うことができました。

当初15分の約束でしたが、懇談が盛り上がり40分にわたる時間をいただきました。

(税制委員会 委員長 大島 光隆)



若宮衆院議員に要望書を提出する大島税制委員長

社会貢献委員会

献血事業

日時 11月14日(火) 9:00～17:30
場所 二子玉川エクセルホテル東急 エントランス
参加者 91名(役員13名含) 献血者55名

「税を考える週間」にあたっての公益活動に、税務署長様はじめ副署長や幹部の皆様、職員の皆様、地域の企業、金融機関の皆様、また、雨の中、街角に立ち誘導くださった役員皆様のお陰で、一般企業の皆様、道行くお子様連れのお母様、高校生や専門学校生まで本当に沢山の方にご協力いただき、社会貢献委員会の最大の事業であります献血事業が無事終了いたしました。

今回も昨年同様、エクセルホテル東急のエントランスをお借りしての活動で、採血車1台がフル稼働でした。会場をご提供くださいました東急電鉄はじめ、玉川町会、日本赤十字社のスタッフの皆様、準備の段階から多大なご協力を

いただきました土屋相談役、そば降る雨のなか激励においでくださった坂東副会長はじめ理事の方々、誘導や受付にご協力くださった青年部会、女性部会、そして社会貢献委員の皆様、本当にお疲れさまでした。

お陰さまを持ちまして、事故もなく無事に事業を終えられました事は、皆様の献身的なご協力の賜物と心より深く感謝申し上げます。

また、赤十字の方から、献血がどれほど大切か、そして常に不足している現状をお聞きして、この事業の意義の深さを痛感いたしました。来年は、今回の経験からより多くの方のご協力をいただけますよう社会貢献委員一丸となってまた、玉川法人会の皆様とも協力し合いながら、命の事業を続けて参りたいと考えております。

どうぞ、次回もご多忙とは存じますが、ご協力いただきたくお願いいたします。

(社会貢献委員会 委員長 廣部 雅子)



たくさんの方にご協力いただきました



役員の皆様 雨の中お疲れ様でした

納税証明書のオンライン請求「無料体験会」に参加して

日時 10月4日(水) 10:00～11:30
場所 玉川税務署第3会議室
参加者 11社

玉川税務署、玉川税理士会、玉川法人会の3者共催による納税証明書オンライン請求の「無料体験会」が行われました。e-Taxに比べて、まだ10%程度の普及率である納税証明書のオンライン請求を広めていこうというものです。玉川法人会のICT推進委員長である平山副会長そして税理士会の守屋様の挨拶の後、さっそく1人1台用意されたパソコンを前に取り組みました。

パソコンの画面には既に国税庁のホームページが開いてあります。

講師である玉川税務署の清水様が大きなスクリーンに映されたパソコンの画面を説明しながら、実際にクリックしていきます。それに合わせて自分の前のパソコンをクリックするという極めてわかりやすい方法でした。途中でついでいけずに止まってしまっても、他の署員の方がさっとフォローしてくれたので快適に進められました。

また感心をしたのは、書類がきちんと送信されたのがわかるようになっていることです。他

にも細かな配慮が行き届いているため、ちょっと複雑そうにみえますが、目的を持ってたどっていけば、わかりやすいのではと思えました。

納税証明書を手に入れるために1時間もの時間がかかることを考えれば、確かに5~10分程で済むのは、大変に便利です。また2度目以降

は、以前の書類なども引用できますので、更に簡単になってきます。確定申告などもオンラインで簡単にできますので、この時期さっそく試されてみてはいかがでしょうか。“習うより慣れろ”ですね。

(広報委員会 副委員長 松山 ひとし)



挨拶をする平山副会長



パソコンが並ぶ体験会場

第1・2支部

第1・2支部合同日帰りバス研修会 「迎賓館と秋の体験ツアー」

日時 10月19日(木) 9:20~18:00

場所 迎賓館「赤坂離宮」他

参加者 26名

今年で第6回目となる恒例の探訪シリーズでした。寒空の下、ちょっと並びましたが、普段なかなか入れない迎賓館「赤坂離宮」を満喫しました。

正面は、フランスそのものを思わせる様相で建物内はまさに豪華絢爛、まるでベルサイユ宮殿ようですが、随所に“和”を感じられるモチーフがほどこされてありました。一度は行ってみるだけの価値はありました。

その後は、東京タワーの真ん前のステーキ料

理「ワカヌイ」でニュージーランドビーフをいただき、一息入れたお陰か寒さもすっかり忘れて「紙の博物館」を見学し、「小山酒造」では売店で日本酒を物色して、無事時間通りに帰って参りました。

天候にはあいにく恵まれませんでしたが、すべてが屋内の見学でしたので、皆さんと楽しく秋の一日を過ごすことができました。

(第1支部 副支部長 森下 隆)



昼食はパワー注入のステーキです



主庭噴水をバックに



本館主庭にて

第2支部

「おもてなし英会話教室」(第3回・4回)

日時 第3回 10月11日(水) 18:30~20:30
 第4回 10月18日(水) 18:30~20:30
 場所 丸三証券
 二子玉川ライズ・オフィス12階
 参加者 第3回 13名、第4回 9名

第2支部主催による「おもてなし英会話教室」(第3・4回)を、10月11日・18日に開催いたしました。

「おもてなし英会話教室」は、「英語は度胸」をモットーに、学ぶよりも慣れることを目的とした教室で、参加者同士ペアを組んでの実践的練習をメインに据えたカリキュラムです。

前回の第1・2回は、自己紹介から簡単な感嘆詞などの相づちを入れながら、次の会話つなげるための会話のテクニックを学びました。

今回から、いよいよ実践編です。

『Could you tell me how to buy a ticket?』
 →チケットの購入方法を教えていただけませんか。(～の買い方)

『Could you tell me how to get to Haneda airport international terminal?』
 →羽田空港国際線ターミナルへのアクセス方法を教えてください。(路線案内)

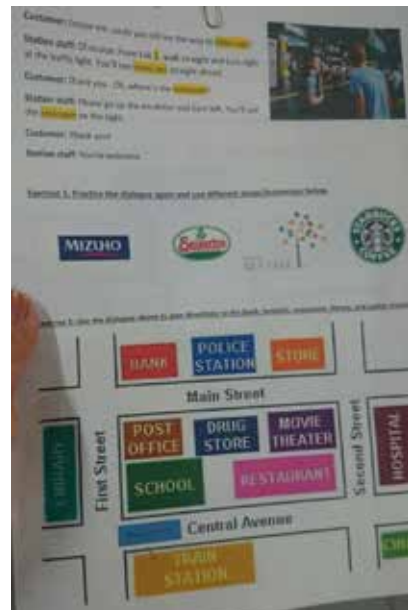
『Could you tell me the way to Ueno zoo?』
 →上野動物園への道を教えていただけませんか。(道案内)

テキストに記載されている、『Vocabulary』と『Vocabulary phrases』を駆使して、参加同士がペアを組み、真剣な表情で会話を実践いただきました。

今年度より、“会員のための共益事業”とし、



まずは、本日のカリキュラムの説明から・・・



道案内は、実際にMAPを使って♪

第2支部会員以外のすべての支部会員へも開放することを支部長を通してお知らせしています。

今回は、上平支部長、鈴木支部長、佐藤支部長、橋本支部長と江口研修委員長の参加いただき、積極的に英会話をお楽しみいただけたようです。

レッスンは、毎回、1回完結型の実践的な内容でカリキュラムを構成しています。オリンピックまで1000日を切りました。オリンピックまでに皆様に少しでも英会話に慣れて頂きたいと思い、今回は、2月に2回の教室を予定しております。その折には各支部長よりそれぞれの支部会員へのさらなる広がりが出るのではと、楽しみにしております。

最後に一言、英語は場数です。皆様ぜひご参加を！ (第2支部 支部長 出澤 素賀子)



ペアになったの英会話は、皆さん真剣です！

第3支部

尾山台フェスティバル

日時 10月21日(土)・22日(日)
 場所 尾山台ハッピーロード
 参加者 30名 来場者数約10,000名

金木犀の甘い香りが漂う10月は、恒例の尾山台フェスティバルが開催されます。石畳がお洒落なハッピーロードに、多い時で3万人以上が集まる大イベントです。今年は記念すべき30回目で、10月21、22日開催されました。第3支部でも法人会のブースを設け、生ビール、フランクフルト、冷酒などを販売。今年はいにく両日とも、ユーミンの歌ではないですが、”冷たい雨にうたれて、、、♪”と、悪天候の中での開催となりました。

土曜日には、税務署の署長様をはじめとして署から大勢お越しいただき、雨の中ありがとうございました。「イータ君」は、今回は地区会館の中だけのお披露目で、尾山台のゆるキャラ、「オッポン」との対決?ならず残念。後で国税庁のHPを見ると、何と「イータ君」の特技はパソコン、空も飛べます、と書かれています(笑)。

翌日の日曜日は、お笑い芸人ママテレフォンが登場し「漫才&ZEIKINクイズ!」。趣味がオシャレと、そば打ちという二人のお兄さんが、笑って答える税金クイズを開いてくれました。肌寒い中でしたが、難しい話を漫才で笑わせながら、会場で焼き立てのフランクフルトを頬張る子供たちの姿が印象的でした。こういう企画



お笑い芸人の税金クイズに子供たちがどんどん集まってきました

もなかなかユニークで面白いですね。

尾山台フェスティバルは、ブースの出店だけでなく、尾山台を中心に活動されている方々のダンスやコーラス、コンサートのお披露日の場でもあります。ハッピーロードを歩くと、いたるところに熱い交流が感じられ、この日のための準備が偲ばれるイベントです。

今年は森新支部長になって初めてのフェスティバルでしたが無事に終わりました。盛り上げるお手伝いをして頂いた法人会の役員と関連会社の皆様、そしてブースにご来店頂きました関係者の方々に心から感謝いたします。

(第3支部 広報委員 羽田 葉子)



役員たちが笑顔でお酒やフランクフルトを販売



夕方のハッピーロード

第4支部

魚沼市稲刈り

日時 9月23日(土) 8:00～
場所 新潟県魚沼市
参加者 58名

9月23日に新潟は魚沼市へ稲刈りに行ってまいりました。東京は前日から生憎の雨で、天候が心配されましたが、新潟は晴れ曇りにて、暑すぎず、寒すぎず、見事な稲刈り日和。

5月の田植えと、今回の稲刈りと2回とも参加された方々がおよそ半数。あんなに小さかった苗が立派に育ち、子供たちの驚く声もありました。現地に到着し、魚沼市長を筆頭に関係者さまの貴重なメッセージを拝聴。魚沼の類い稀な気候と地形が米を美味しくするのだそうです。昼食は、そんな穫れたての魚沼産新米でつくったおむすびと豚汁をいただきました。とにかくこのおむすびが「うまい！」の一言。大人も子



田植え&稲刈りイベントも14年目を迎えました

供もお代わりして完食。

腹ごしらえの甲斐あってか、最初は使い慣れないカマも次第に慣れ、稲刈りが一気に進みました。カマの使い方や作業の進行の段取りなど、たくさんの質問を準備した子に真剣に教えをくださるJAのご担当者さまから、お米作りへの愛情が伝わってきました。帰りがけに、枝豆まで収穫させていただき、大満足の収穫体験でした。私の子供も3名参加させていただきましたが、何より、魚沼のお米のおいしさに味をしめてしまい、エンゲル係数が上がる覚悟をしたのでした。

今年で14年を迎えた田植え&稲刈りイベントは、多くの皆さまのお力と愛情のおかげで支えられているイベントなのだと、つくづく実感いたしました。食育という観点では、大人も子供も大切な学びが凝縮されている、貴重なイベントです。また来年もあのおむすびを、いや、収穫体験を今から楽しみにしています。

(第4支部 北田 豊)



豊作の「コシヒカリ」の収穫です

第7支部

納涼盆踊り大会

日時 7月29,30日の2日間 18:00～
場所 瀬田小学校校庭
参加者 10名(一般参加約400名)

毎年恒例の瀬田納涼盆踊り大会。日本の夏の代表的な風物詩だ。太鼓連、踊り連、祭勇連という祭り好きで頼りになる団体に支えられ、7月29日～30日の2日間、瀬田小学校の校庭にテントを張り、やぐらを組み、提灯を下げて、準備万端。しかし初日は雨が降り止まず水溜りが随所にできてしまったので、途中でやむなく中止。翌日は天気も回復し、いつも以上の参加者

でにぎわった。ポップコーン販売、コイン落としゲーム、お菓子のつかみ取り、e-Taxなど元気に終えることができた。

(第7支部 支部長 三條 正人)



賑わいをみせた盆踊り大会

第8支部

砧クリーン作戦

日時 9月24日(日) 10:00~11:30
 場所 砧公園
 参加者 15名

毎年第8支部の恒例活動の一つ、砧公園の清掃活動を実施いたしました。毎年定期的にボランティアによるゴミ拾いを実施していただ



いる団体は玉川法人会第8支部だと砧公園管理事務所所長様から嬉しい感謝の言葉をいただき、法人会の評価も高いものとなっております。

子連れでの参加も可能なため、参加された会員さんからは「子



どもが社会貢献はこういうことなのかと理解できました。参加してよかったです」との感想もあり、継続してきた活動が高評価を受けたことで参加会員にはとても嬉しい一日となりました。

(第8支部 広報委員 廣瀬 幸子)

世田谷市場祭り

日時 10月22日(日) 9:30~12:30
 場所 世田谷市場
 参加者 10名



世田谷市場祭りに今年も第8支部の公益事業として参加いたしました。実施内容として税金クイズを実施し、法人会名とe-Taxの印字がされた風船の配布等を行い電子申告普及に努めております。

10月22日日曜日台風通過による雨の影響もあ



り、例年に比べ客足は少ないものの約400名の方々がクイズにご回答いただき、小学生一人当たり年間94万円もの税金が使われていることにクイズに回答いただいた方々が大変驚かれておりました。税金に認知度向上へと微力ながらも貢献できたように感じます。

場内は各店舗にて様々な賑わいを見せており、悪天候も吹き飛ばすほど、盛り上がっております。(第8支部 広報委員 廣瀬 幸子)

第9支部

ようがムーンライトコンサート

日時 10月15日(日) 18:30~20:30
 場所 上用賀アートホール
 参加者 106名(一般94名、会員12名)

第9支部公益事業のチャリティーコンサートを今年から「ようがムーンライトコンサート」として装いを新たに、会場を砧公園近くにある「上用賀アートホール」に移してして行われました。当日は朝から冷たい小雨が降り続ける最悪の天気で多少のキャンセルがありましたが、音楽好きのお子さんから家族連れ、お年寄り夫婦など幅広い年齢層の方で会場はほぼ満席状態、大変な熱気の中で行われました。

司会進行は松田副支部長。大嶽支部長から法人会の説明と挨拶をいただき演奏となりました。第1部は用賀在住で数々のコンクールで受賞されている柳田美紀さんによるフルート演奏3曲。用賀出身で3歳から音楽を始めた虎竹栄美さんのソプラノ独唱6曲。管楽器によるパフォーマンスグループ「Del Sole Saxophone Quartet」によるサクスの四重奏3曲でした。第一線で活躍する音楽家たちの上質な音色に皆様聴き入っていました。

10分の休憩をはさみ第2部では、今日のために特別に結成された「ラララようがムーンライ



会場に響き渡る美声

ト・コーラス」による合唱です。普段は用賀地域で活動している「ラララようが」と「コーラスふくの会」の2つのコーラス部が特別に結集しました。指揮指導をこれまで数多くの合唱団を指導してきたパイオニア本間充先生、今回のコンサート開催のために色々のご尽力いただいた、新井由美子さん(第9支部賛助会員)の伴奏で4曲を披露し会場をも巻き込んで大いに盛り上がりました。そして最後はフィナーレにふさわしく本間先生による明るく楽しいマイクパフォーマンスで会場の皆様と一体化し「夏の思い出」「上を向いて歩こう」など8曲ほど大合唱し終演いたしました。

地域の皆様と上質な音楽に気軽に触れて、心向くままに楽しんでほしいという思いで始まったこのチャリティーコンサートも今年で7回目になりました。募金の方も皆様の温かい心遣いによって沢山集まり、被災した方々への支援のために、寄付させていただきます。来年もすばらしいコンサートになるよう、今後も地域の皆様と一緒に尽力してまいります。また来年も皆様とお会いできることを楽しみにしております。

(第9支部 広報委員
 清水 正広)



会場全体がステージに

第11支部

マナー教室

「知っているようで知らなかった葬祭マナー」

日時 9月25日(月) 18:00~20:30
 場所 ぐらしの友 桜新町式場 3階
 講師 ぐらしの友 中村智也 様
 参加者 14名

今回の第11支部主催のマナー教室は「知っているようで知らない葬祭マナー」を「ぐらしの友」中村智也様に講師をお願いして開催いたしました。

講義は葬祭で振る舞う美味しいお弁当をいただく事から始まり本題に入りました。講義内容は、①葬式の準備はしてはならない。②数珠は両指にかけずに、左の親指にかけるもの。(宗派による)③お焼香は必ずしも3回ではない。④数珠の貸し借りはしてはいけない。⑤ご香典は「この度はご愁傷様です」と言って手渡す。などの基本的な事を中心に教えていただきました。私は今まで100点中60点ぐらいしか理解していませんでしたが、大変ためになる事を学ぶことができました。参加された皆さんも正し

い方法を教えていただき凄く参考になったことと思います。このような日々の暮らしに役に立つマナーを教えてくださいました「ぐらしの友」の中村様に感謝いたします。また、参加していただきました支部会員の皆様、大変お疲れ様でした。次回も役に立つ企画を考えていきますので楽しみにしててください。

(第11支部 支部長 丸山 正高)



正式な葬祭マナーを学びました

スマホ研修

日時 10月13日(金) 18:00~
 11月10日(金) 18:00~
 場所 (株)日本ダイナミックシステムズ
 参加者 各回11名

10月の研修会は写真の扱いについての研修会を開催いたしました。相変わらず楽しい時間を過ごし、あっという間に研修会は終了の時となっていました。教えてくださる若い先生も一生懸命にレクチャーして下さいます。日常生活の上でとても楽しく役に立つ研修会です。是非参加して下さい。次回は年賀状作成について勉強いたします。

11月はスマホで年賀状の作成づくりを学びました。郵便局の無料サイトを利用して制作を行いました。写真の転送をする方法などいろいろとテクニックを要する難しい研修でした。郵便局は製作費・郵送料込みで1通あたり130円~になります。

(第11支部 支部長 丸山 正高)



青年部会

せたがや産業フェスタ2017

日時 10月28日(土) 10:00~16:00
 場所 世田谷区民会館、
 世田谷区役所中庭およびその周辺
 参加者 15名 (来場者約12,000人)

小雨も降る寒い一日でしたが、今年も世田谷・北沢法人会青年部会の仲間と一緒に、同イベントに参加しました。

世田谷区内の、農業・商業・工業団体の青年

層で実行委員会を構成し、企画運営をする“産業フェスタ”は、その名の通り世田谷区の産業をアピールするイベントなので、世田谷区内の様々な業種の人達が交流します。

我々、法人会会員はこんな機会を通じて、法人会会員としてだけではなく、事業者・経営者としても有益な経験を積むことができるイベントです。

参加されたみなさん、お疲れさまでした！

(青年部会 部会長 兼益 宏行)



ブースの中では、税金クイズも



SKT各部長も盛り上げました

第31回「法人会 全国青年の集い」高知大会

日時 11月9日(木)~10日(金) 9:00~21:00
 場所 高知県民文化ホール
 [式典・講演会会場]、三翠園[懇親会場]
 参加者 9名

年に一度、全国の法人会青年部会員が一同に会する、“全国青年の集い”に、今年も9名で参加しました。地域社会に対する活動や租税教育を中心テーマに、情報交換や研鑽の場となった「全国青年の集い」。みんなそれぞれ貴重な機会を満喫できたようです。



税を知り、話し合い、楽しんだ2日間



工夫をこらした租税教育活動プレゼンテーション



ここでもSKTで仲良く交流

＜大会概要＞

租税教育活動プレゼンテーション、部会長ウェルカムパーティ、部会長サミット、記念講演（間寛平さん）、大会式典、懇親会、物産展、租税教育活動パネル展示など。

毎年、地域は違えど、地域貢献、社会貢献に取り組む同世代のメンバー。全国から青年部会員が数千人集まって交流する機会はなかなかありません。来年は岐阜。皆さんと一緒に参加できることを楽しみにしています。

（青年部会 部会長 兼益 宏行）



松浦副会長も参加いただき、盛り上がりました

女性部会

バス日帰り研修

日時 10月6日(金) 8:15～17:00

場所 小田原・箱根

参加者 30名

女性部会のバス研修は晴天が恒例でしたが、今回は今季一番の寒さに加え、今にも雨が降りそうな空での出発となりました。しかし、行きのバスから女性部会ならではの皆様の持ち前の明るさと、楽しい雰囲気スタートすることとなりました。

株小田原鈴廣さんで初めての体験の「蒲鉾と焼ちくわ作り」に挑戦をしました。そんなに難しくないのかなと思っていましたが、プロの方の板載せを見たら皆さん不安顔。さあ挑戦です。まず魚のミンチを包丁で練るところから、包丁

をうまく使いこなせず手がベトベトになり、板に載せると滑らかな半円にならずクレーターみたいに凸凹でした。でもオリジナルな蒲鉾が出来ました。味は最高です。

蒲鉾が蒸しあがるまで間に、一夜城ヨロイツカファームに行き素晴らしい海と花の景色とすがすがしい空気とおいしいケーキを頬張り幸せとの声が聞こえました。

箱根神社で事業や物事を進めるパワースポットの力を受け、芦ノ湖畔の箱根ホテルでのゆっくりした昼食を頂きました。

帰りのバスに乗り込んだら大雨が降り出し、行程が終わった時でほっとしました。皆様のご協力に感謝しています。

（女性部会 部会長 松野 京子）



大満足の研修会でした



蒲鉾作りに奮闘中！

新入会員ご紹介

随時、新入会員の方をご紹介させていただきます。

第1支部

法人名：株式会社大野技術研究所
 代表者：諸橋 久雄（もろはし ひさお）
 会社住所：世田谷区東玉川2-40-1
 TEL/FAX：03-6425-2250 / 03-6425-2251
 E-mail：admin@ordl.co.jp
 ホームページ：http://www.ordl.co.jp

業種：製造業

LED制御機器を中心に小型電子機器の開発・製造を行っております。

実績としてはLED調光器を大手コンビニに6000台の納入のほか、年間数万台の調光器を製造しております。

また、「リスクゼロビジネス」として、ニーズのある製品については開発費無しで開発・製造を行っております。

新規品に限らず改造も対応しております。

「こんなことできないか」とのアイテムがありましたらお気軽にご相談いただければ幸甚に存じます。

第12支部

法人名：きむら歯科クリニック
 代表者：木村 健広（きむら たけひろ）
 会社住所：世田谷区深沢5-25-11
 グリーンキャピタル駒沢101
 TEL/FAX：03-6432-1739 / 03-6432-1739
 E-mail：kimuradc20170802@gmail.com
 ホームページ：http://www.kimura-d.jp

業種：歯科医院

歯医者や歯科治療に対しての苦手意識や不安を取り除き、日頃から気軽に相談にきていただけるようなクリニックを目指しています。

皆さんのお口の健康を守ることで、より豊かな暮らしにつながるお手伝いができるよう努力しています。



法人会とは...

- よき経営者をめざすものの団体
それが法人会です。

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆さんを支援する組織、それが法人会です。

法人会は現在、全国に105万社、東京都内に49の単位会、19万社の会員企業を擁する団体として大きく発展しています。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研さんを支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

- 法人会は企業の間から
自主的に誕生した団体です。

1947年（昭和22年）4月、わが国の税制はそれまでの賦課課税制度から申告納税制度へと移行し、法人税も新しい制度へ生まれ変わりました。

しかし当時の社会経済状況は極めて悪く、経営者が難解な税法を理解して自主的に税金を申告できるかどうか、危ぶまれていました。

このため、納税者が自ら申告納税するには、納税者自身が団体を結成し、その活動を通じて帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じてきました。

法人会は、このようにして企業の間から自発的に生まれてきた団体です。

法人会の「平成30年度税制改正に関する提言」まとまる

超高齢化社会に対応した社会保障制度の構築と 中小企業に税制措置でさらなる活力を!

法人会の「平成30年度税制改正に関する提言」が、9月21日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

○「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるた

めで、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび収収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

○現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

○事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

○相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

①株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

III 地方のあり方

○地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

○ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

○異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

医療費控除は 裏面の明細書を作成して提出すればOK!!

領収書が提出不要となりました

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書” の添付
 が必要となりました。

- ※ 医療費の領収書は自宅で**5**年間保存する必要があります。
 (税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
 (医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書 (裏面) の記載例

国税太郎さんの例 (生計が同じ妻: 花子さん)

国税太郎さんが受けた医療

2/18 ■■病院 診療 6,000円 ①

5/28 ■■病院 診療 3,400円 ①

▲▲薬局 医薬品 700円 ②

国税花子さんが受けた医療

9/13 ○○診療所 診療 3,300円 ③

医薬品 1,100円 ③

平成 年分 医療費控除の明細書

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 国税太郎

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合は、右記の1~3を記入します。
 ※ 医療保険者が発行する医療費の通知を通知する書類で、次の項目が記載されたものになります。
 (例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

① 医療費通知に記載された医療費の額	② ①以外の年間に実際に支払った医療費の額	③ ②のうち生命保険や社会保険などで控除される金額
円	円	円

① 生命保険者等の名称、② 診療を受けた年月、③ 医療を受けた者、④ 医療を受けた期間(※)・金額(※)の合計、⑤ 健康保険者等が支払った医療費の額、⑥ 補償者等の名称

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」はまとめて記入することができます。上記1に記入したものと同一では、記入しないください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
太郎	■■病院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	9,400円
同上	▲▲薬局	☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	700円
花子	○○診療所	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	4,400円



・ 医療を受けた人
 ・ 病院・薬局
 ごとに医療費を合計して記載します。

2 医療費 (上記1以外) の明細 欄の書き方

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
① 国税太郎	■■病院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	9,400円
② 同上	▲▲薬局	☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	700円
③ 国税花子	○○診療所	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告は
確定申告書等作成コーナーで!
 「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー 
www.keisan.nta.go.jp



セルフメディケーション税制の明細書は国税庁ホームページからダウンロードしてください。

平成 年分 医療費控除の明細書

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※ 医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

Table with 3 columns: (1) 医療費通知に記載された医療費の額, (2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額, (3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額. Includes currency symbols and circled numbers 7 and 4.

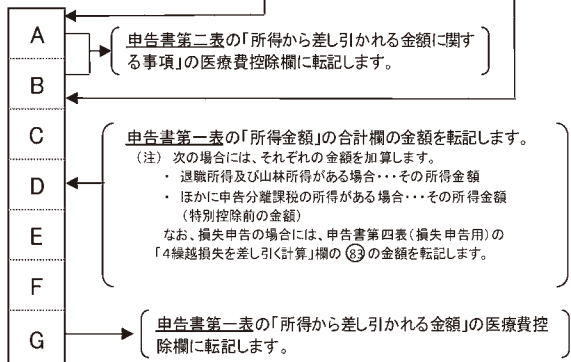
2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

Main table for medical expenses with columns: (1) 医療を受けた方の氏名, (2) 病院・薬局などの支払先の名称, (3) 医療費の区分, (4) 支払った医療費の額, (5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額. Includes a summary row at the bottom.

3 控除額の計算

Table for calculating the tax credit amount with rows: 支払った医療費, 保険金などで補填される金額, 差引金額, 所得金額の合計額, 医療費控除額.



会員の皆さまへ
変更がございましたらお知らせください。
 下記項目にご記入の上、FAXにて玉川法人会事務局まで送信してください。

(公社) 玉川法人会宛

【連絡先記入欄】

年 月 日

会員名および 代表者名		TEL	
----------------	--	-----	--

【変更届】※変更箇所のみご記入ください

所在地	〒		
フリガナ 法人名			
フリガナ 代表者名		役 職	
業種			
資本金		決算期	
TEL		FAX	
メール アドレス			
その他 変更事項			

変更届の FAX 番号 03-3707-4992

会費の納入方法や口座変更の場合は用紙が異なりますのでお電話ください。TEL 03-3707-8668

法人会事務局よりお願い

代表者名、所在地、電話番号等の変更がありましたら法人会事務局までお知らせ下さい
事務局 TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992



「玉川法人会バナー」ができましたので、貴社でもぜひご活用下さい。ホームページには、様々なサイズのパナーをご用意しております。
<http://www.tamagawa.or.jp>